

令和7年度

原浄水維持管理事業

吾妻子浄水場4号緩速ろ過池ほか補砂工事

仕様書

施 工 場 所 東広島市 西条町田口

位置図

吾妻子浄水場

吾妻子浄水場4号緩速ろ過池ほか補砂工事



特 記 仕 様 書

(吾妻子浄水場 4 号緩速ろ過池ほか補砂工事)

第1章 総則

1. 適用
2. 前払金
3. 現場代理人の兼務
4. 現場作業終期日
5. 履行報告
6. 官公庁等への手続き等
7. 工事中情報共有システム（受注者希望型）
8. 熱中症対策に資する現場管理費の補正
9. 主任(監理)技術者及び現場代理人の配置について
10. 法定外の労災保険の付保
11. 週休 2 日適用工事等
12. 建設副産物の取り扱いについて
13. 施工従事者の条件等
14. 水道法に基づく施設内における衛生管理について

第2章 工事材料

1. 品質規格証明資料等

第3章 施工条件

1. 安全対策
 - (1) 交通誘導警備員・警戒船・保安要員
2. 建設副産物
 - (1) 使用済みろ過砂

第4章 その他

1. 工事関係書類
2. 疑義の解決等
3. 施工計画書の記載事項の簡素化

特 記 仕 様 書

第1章 総則

1. 適用

本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書（令和6年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）」に基づいて実施しなければならない。

この場合においては、次のとおりとする。

- (1) 水道編については広島県水道広域連合企業団東広島事務所の定める「請負工事における施工管理基準」及び「広島県水道広域連合企業団東広島事務所出来形・品質管理基準及び規格値」に基づき施工管理するものとする。
- (2) 「広島県」とあるのは「広島県水道広域連合企業団東広島事務所」と読み替える。（ただし、第1編第1章第1節1-1-1-25第10項、第1編第1章第2節1-1-2-1第3項、1-1-2-8第1項、1-1-2-9第1項、1-1-2-10第1項、1-1-2-11第1項、第6項、第8項、1-1-2-14第2項、1-1-2-16第1項、第3項、第2編第1章第3節2-1-3-1、第3編第1章第2節3-1-2-3第2項においては読み替えない。）
- (3) 「建設工事請負契約約款」とあるのは「東広島市の建設工事請負契約約款」と読み替える。
- (4) 「土木工事監督規程」とあるのは「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」と読み替える。
- (5) 「土木工事検査規程」とあるのは「東広島市建設工事検査規程」と読み替える。
- (6) 「建設工事執行規則第19条の1」とあるのは「東広島市建設工事執行規則第19条第1項」と、「建設工事執行規則第41条の2」とあるのは「東広島市建設工事執行規則第41条第2項」と読み替える。
- (7) 「広島県契約規則第2条の1」とあるのは「東広島市契約規則第2条第1項」と読み替える。
- (8) 「土木工事検査技術基準」とあるのは「東広島市の「土木工事検査技術基準」」と読み替える。
- (9) 「低入札価格調査制度事務取扱要綱」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領」と読み替える。
- (10) 「広島県の建設工事入札参加資格」とあるのは「東広島市の競争入札参加資格」と読み替える。
- (11) 広島県の「建設業者等指名除外要綱」とあるのは東広島市の「建設業者等指名除外基準要綱」と読み替える。
- (12) 「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領」と、「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領第11条」と読み替える。
- (13) 「県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱」とあるのは「東広島市建設工事暴力団等排除要綱」と読み替える。

(14) その他

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1	1	2	5	工事の下請負	3から6まで	適用しない。
1	1	2	14	施工管理	1	適用しない。
1	1	2	16	環境対策	4	適用しない。
1	1	3	3	現場代理人及び主任技術者 又は監理技術者	5から6まで	適用しない。
1	1	3	4	下請負及び契約の制限	1(2)	適用しない。
1	1	3	5	主要資材の購入		適用しない。
1	1	3	7	契約後VE工事		適用しない。
1	1	3	9	県産木材の活用	(2)	適用しない。
1	1	3	10	工事現場の現場環境改善等		適用しない。
1	1	3	11	現場環境改善（ウィークリー スタンス）の実施	(4)[2]から [7]まで	適用しない。
3	1	1	1	請負代金内訳書		適用しない。
3	1	1	2	工程表		適用しない。
3	1	1	7	工事完成図書の納品	2から6まで	適用しない。
3	1	1	8	技術検査	3から5まで	適用しない。
3	1	2	1	請負代金内訳書		適用しない。
3	1	2	2	工程表		適用しない。
3	1	2	5	工事完成図書の納品		適用しない。
3	1	2	5	提出書類	2	適用しない。
3	1	3	6	工事完成図書の納品		適用しない。
3	1	3	2	技術検査	2	適用しない。

2. 前払金

契約金額が50万円以上の建設工事の場合は前払金を請求することができる。前払金は請負代金の40%以内とする。また、契約に当たって契約約款特約事項第22項により中間前払金を選択するものにあつては、中間前払金は請負代金の20%以内とする。その他、前金払・中間前金払の適用は次の要領による。

- ・建設工事請負代金前金払実施要領
- ・建設工事請負代金中間前金払実施要領
- ・東広島市余裕期間制度適用工事に係る事務取扱要領

3. 現場代理人の兼務

- 1 現場代理人の兼務については、「技術者等の適正配置について」によるものとする。
- 2 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は現場代理人兼務承認書により、承認しない場合は現場代理人兼務非承認書に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。
- 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、現場代理人兼務承認取消書により、その承認を取消すものとする。
 - (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
 - (2) 兼務を承認した日から起算して14日（東広島市の休日定める条例（平成元年東広島市条例第6号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
 - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
 - (5) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - (6) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき

- 4 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行うことがある。

※ 同一町内における町とは西条町、八本松町、志和町又は高屋町にあっては昭和49年4月20日前の町の区域とし、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町又は安芸津町にあっては平成17年2月7日前の町の区域とする。

4. 現場作業終期日

本工事の施工に当たっては、工期末の30日前までに終了しなければならない。

なお、現場作業終期日までに適時、速やかに「土木工事共通仕様書（令和6年8月）広島版」第1編1-1-1-22第2項第3号に記載してある出来高が確認できる資料を監督職員に提出しなければならない。

5. 履行報告

履行報告の提出にあたっては、実施工程表と平面図（施工済み箇所を着色）又は、進捗状況が確認できる写真を添付すること。なお、月締め報告とし、翌月7日までに提出すること。

6. 官公庁等への手続き等

受注者は、関係官公庁及びその他の関係機関との諸手続きにおいて許可、承諾等を得た場合はその書面（写し）を提出するものとし、更新手続き（許可内容が同じもの）の場合は、届出等の鑑のみとする。

7. 工事中情報共有システム（受注者希望型）

- (1) 本工事は、工事中情報共有システムの対象（受注者希望型）である。
- (2) 工事中情報共有システムの利用するにあたり、発注者に連絡の上、利用申込すること。
- (3) 本工事で使用する情報共有システムは次のとおり。
広島県工事中情報共有システム（一般社団法人 広島県土木協会）
<http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyoushouhisutemu2.html>
- (4) 工事中情報共有システム利用に必要な費用は設計金額に含まれている。
- (5) 利用にあたっては「東広島市発注工事における広島県工事中情報共有システム利用実施要領」に基づくこと。
- (6) 運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づくこと。
この場合においては、次のとおりとする。

- 1) 「1.3.適用する基準」のうち、「土木工事監督規定（広島県）」および「土木工事監督実施要領（広島県）」は「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」と、「土木工事検査規定（広島県）」とあるのは「東広島市建設工事検査規定」と、「土木工事検査技術基準（広島県）」とあるのは「土木工事検査技術基準（東広島市）」と読み替えるものとする。
- 2) 「CAD製図基準（国土交通省）」および「CAD製図基準に関する運用ガイドライン（国土交通省）」は適用しない。
- 3) 「4.検査」は適用しない。
- 4) 検査は、発注者と協議のうえ、紙媒体による検査と電子検査の併用とすることができるものとする。
- 5) 受注者は、工事中情報共有システムにより処理した工事完成図について、電子成果品として納品するほか、紙の成果品も納品すること。

8. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事である。
- (2) 工期（工事の始期日から工事の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、検査期間13日、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（国民の祝日である山の日次の日から土曜日、日曜日、振替休日を除く3日間とする。）、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。）期間中の真夏日の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の補正を行うものとする。

- (3) 真夏日とは、日最高気温が30度以上の日をいう。また、日最高暑さ指数（WBGT）が25度以上の日をいう。
ただし、夜間工事のみの場合は、作業時間帯の最高気温または最高暑さ指数（WBGT）を対象とする。
- (4) 気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
- (5) 受注者は、工事期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間（計測開始日、計測終了予定日）を明記した施工計画書を工事着手前に提出し、計測結果を工事完成時までに監督職員に提出すること。
- (6) 受注者は、計測終了日について、工事完成時までに監督職員と協議するものとする。
- (7) 積算方法は次のとおりとする。

1) 補正方法

ア 受注者より提出された計測結果の資料を基に、補正値を算出し現場管理費率に加算する。
なお、現場管理費率の補正は「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、「緊急工事の場合」及び本補正値を合計し、2%を上限とする。

イ 真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期

ウ 補正値（%）＝真夏日率×1.2

2) 補正値の計算結果は、パーセント表示で小数点3位を四捨五入して2位止めとする。

- (8) 受注者より、熱中症対策に資する現場管理費の補正が不要である旨の協議があった場合は、補正を行う工事から対象外とすることができる。
- (9) 検査職員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。

9. 主任(監理)技術者及び現場代理人の配置について

広島県水道広域連合企業団東広島事務所発注工事における主任(監理)技術者及び現場代理人の配置についての取り扱いは、「技術者等の適正配置について」によるものとする。

10. 法定外の労災保険の付保

- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- 2 受注者は、建設工事請負契約約款第47条に基づき、法定外の労災保険の契約締結をしたときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
- 3 法定外の労災保険は、政府の労働者災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、契約を締結しているものとする。

11. 週休2日適用工事等

本工事は、週休2日適用工事（発注者指定型）であり、「東広島市週休2日適用工事等実施要領（最新版）」に従うこと。

なお、実施要領に基づき提出する必要のある様式「休日取得計画表」は「検査課HP＞施工関連資料＞週休2日適用工事等の実施について」に掲載している。

12. 建設副産物の取り扱いについて

本工事における建設副産物の取扱いについては、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。

※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

なお、対象となる工事は請負代金額が100万円以上、または建設発生土の搬出が500m³以上の工事を対象とする。

(1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

(2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項

(1) 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。

(2) 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

(3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

(1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地

(2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名

(3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地

(4) 建設発生土の搬出量

(5) 建設発生土の搬出が完了した日

- 10 建設発生土の搬入元への受領書の交付
受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。
- 11 受領書の内容確認
受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。
- 12 受領書の保管
受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 13 建設発生土の最終搬出先までの確認
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。
- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
- (3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
- (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）
13. 施工従事者の条件等
本工事の現地作業については、緩速ろ過池の建設、更生、補砂工事のいずれかの元請又は下請施工実績を有する者（元請又は下請を問わない）が施工することとし、事前に実績を有することを証する書類を提出すること。
14. 水道法に基づく施設内における衛生管理について
- 1 広島県水道広域連合企業団が管理する施設内（取水場、浄水場、配水地及びポンプ場等）に立ち入る予定日数が、1か月間のうち延べ7日以上である場合は、水道法（昭和32年法律第177号）第21条に基づく健康診断（腸内細菌等検査）を実施すること。（水に直接触れる業務（潜水作業等）に従事する場合は日数に関係なく実施する。）
- 2 受注者は、工事従事者のうち腸内細菌等検査の対象者に対し、工事に従事する前に腸内細菌等検査を実施しなければならない。ただし、施設内で工事に従事する日から起算して6か月前までの間に、受注者等において腸内細菌等検査を実施している場合は、その結果報告書の提出をもって当該検査の実施に代えることができる。
- 3 腸内細菌等検査は、おおむね6か月ごとに実施すること。
- 4 受注者は、工事従事者の腸内細菌等検査を実施した場合には、その結果報告書を速やかに発注者へ報告すること。

第2章 工事材料

1. 品質規格証明資料等

受注者は、工事に使用した次に示す材料又は監督職員が指示する材料の品質を証明する試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を監督職員に提出するものとする。

区 分	材 料 名	摘 要
ろ過砂	水道用緩速ろ過砂	有効径0.3～0.45mm 均等係数2.0以下 JWWA-A-103-2006-2準拠

第3章 施工条件

1. 安全対策

(1) 交通誘導警備員・警戒船・保安要員

交通誘導警備員 ・交通誘導警備員は見込んでいない。ただし、現場条件の変更等により、交通誘導警備員の配置が必要となった場合には、事前に監督職員と協議を行った上で変更対象とする。

2. 建設副産物

(1) 使用済みろ過砂

- ・削り取り砂及び現地保管分の使用済みろ過砂は、有価物として現地引渡しとする。
また、引取り後は、ろ材再資源化促進協会指定再生メーカーへ搬出すること。
- ・削り取り砂及び現地保管分の使用済みろ過砂を搬出する場合は、トラックスケール等で数量を確認すること。また、監督職員の確認を受けた後に搬出すること。

第4章 その他

1. 工事関係書類

- (1) 工事関係書類の作成は、東広島市建設工事関係書類作成要領 -土木工事編-によるものとする。
- (2) 工事関係書類の提出は、「契約関係書類」1部、「施工管理書類」は、工事打合せ簿による場合は2部、その他による場合は1部とする。

2. 疑義の解決等

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議し決定すること。

3. 施工計画書の記載事項の簡素化

- (1) 本工事は、「施工計画書の記載事項の簡素化要領（平成30年12月1日制定）」により、施工計画書の記載内容を省略することが出来る。
- (2) 施工計画書から記載を省略した事項については、あくまでも記載のみを省略したものであり、当該事項については各種法令等に則り受注者の責において適切に実施する必要がある。

特 記 仕 様 書

1. 概要

本工事は、吾妻子浄水場 4 号緩速ろ過池、吾妻子浄水場 5 号緩速ろ過池において、緩速ろ過砂の補砂を行い、正常な浄水場運転の維持を図るものである。

2. 工事範囲

- (1) 緩速ろ過砂の補砂（一部再利用）及び不陸整正
- (2) 使用済みろ過砂積込み（有価物として現地引渡し）

3. 数量及び仕様

(1) 新品数量

品名	仕様・規格	数量	単位	備考
緩速ろ過砂 (吾妻子 4 号)	有効径 0.3～0.45mm 均等係数 2.0 以下 JWWA-A-103-2006-2 準拠	109	m ³	
緩速ろ過砂 (吾妻子 5 号)	有効径 0.3～0.45mm 均等係数 2.0 以下 JWWA-A-103-2006-2 準拠	106	m ³	

(2) 撤去品数量

品名	仕様・規格	数量	単位	備考
削り取り砂 (吾妻子 4 号)		25	m ³	有価物
削り取り砂 (吾妻子 5 号)		25	m ³	有価物
天砂 (吾妻子 4 号)	0.3～0.45mm	89	m ³	敷詰時再利用
天砂 (吾妻子 5 号)	0.3～0.45mm	92	m ³	敷詰時再利用

(3) 不陸整正面積

品名	仕様・規格	数量	単位	備考
新砂 (吾妻子 4 号)	0.3～0.45mm	247	m ²	
新砂 (吾妻子 5 号)	0.3～0.45mm	247	m ²	
天砂 (吾妻子 4 号)	0.3～0.45mm	247	m ²	
天砂 (吾妻子 5 号)	0.3～0.45mm	247	m ²	
特砂（既設） (吾妻子 4 号)	1～3mm	247	m ²	
特砂（既設） (吾妻子 5 号)	1～3mm	247	m ²	

(4) 使用済みろ過砂現地引渡し

品名	仕様・規格	数量	単位	備考
削り取り砂 (吾妻子 4 号)		87	m ³	有価物
削り取り砂 (吾妻子 5 号)		25	m ³	有価物
			m ³	

4. 工事方法(参考)

- (1) 削り取り砂搬出(ろ過砂:上下部 50mm ずつ計 100mm、有価物として現地引渡し)
- (2) 天砂搬出仮置(敷詰め時再利用)
- (3) 新ろ過砂敷詰め(敷詰め後不陸整正)
- (4) 天砂敷詰め(再利用品、敷詰め後不陸整正)

5. 工事の施工

- (1) 着工前に付近住民に工事の通知を行うこと。また、施工にあたっては、工事看板等の安全施設を設置すること。
- (2) 施工時に現場と設計に相違があることが判明した場合は、監督職員に報告し、指示を仰ぐこと。また、設計変更が生じる場合は、監督職員と協議すること。

6. 注意事項

- (1) ろ過池内で作業を行う掘削機械は、予め油漏れ防止対策等を施したものを使用すること。
- (2) ろ過池内で掘削機械を使用する場合、下にコンパネを敷く等の措置をして、ろ過層に偏った荷重がかかるのを防ぐこと。また、掘削機械の洗浄を行い、衛生面に注意すること。
- (3) 砂層の転圧は絶対に行わないこと。
- (4) ろ過池内に入る作業員は、靴底を殺菌する等、衛生面に注意すること。また、従事する作業員の検便検査書(水道法第 21 条の規定に基づく)の写しを提出すること。
- (5) 仮置きするろ過砂は、フレコンバック等に詰め込み、ブルーシート等で包み込み養生を施すこと。
- (6) 新ろ過砂は選定標準 JWWA-A-103-2006-2 規格のものを使用すること。
- (7) 材料敷詰め及び廃材撤去時には、ろ過池天端を基準にするなどの方法で、敷詰め及び撤去厚さの管理を行うこと。
- (8) ろ過砂の敷き均しは、コンクリート壁面に設計厚を墨出しし、墨位置を確認しながら手作業にて敷き均すこと。管理基準は±50 cmとし管理測点の平均値が設計値以上となること。
- (9) どのような作業を行う場合でも、飲料水をつくる施設であることを念頭において、作業すること。
- (10) 削り取り砂及び現地保管分の使用済みろ過砂は、有価物として現地引渡しとする。また、引取り後は、ろ材再資源化協会指定再生メーカーへ搬出すること。
- (11) 削り取り砂及び現地保管分の使用済みろ過砂を搬出する場合は、フレコンバック、トラックスケール等で容量及び重量を確認すること。また、監督職員の確認を受けた後に搬出すること。

7. 提出書類(書類提出時における注意事項)

- (1) 納品書(写し)又は出荷証明書(原本)
集計表を添付して、提出すること。
- (2) 出来形管理報告書
出来形管理を行い、現場作業完了後、速やかに出来形管理図表、出来形数量対比図表を提出すること。
- (3) 品質管理報告書
品質管理を行い、現場作業が完了後、速やかに品質管理図表、各種試験成績図表を提出すること。
- (4) ろ材再資源化促進協会指定再生メーカー搬入証明書
集計表を添付して、提出すること。
- (5) 竣工図
現場作業が完了後、速やかに提出すること。
- (6) 工事写真
現場作業が完了後、速やかに提出すること。
- (7) 工事完成届

工事数量総括表

頁0 -0001

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
本工事費					
緩速ろ過池補砂工事		式		1	レベル1
吾妻子浄水場4号緩速ろ過池		式		1	レベル2
材料費	有効径：0.3～0.45mm 均等係数：2.0以下	式		1	レベル3
緩速ろ過砂		m3		109	レベル4
労務費		式		1	レベル3
ろ過砂敷詰	有効径：0.3～0.45mm	m3		109	レベル4
天砂敷詰	既存砂再利用 有効径：0.3～0.45mm	m3		89	レベル4
ろ過池内清掃	ろ過池壁高圧洗浄等	式		1	レベル4
不陸整正	砂層3段分	m2		742	レベル4
天砂撤去仮置	再利用分 有効径：0.3～0.45mm	m3		89	レベル4
削り取り砂撤去	有効径：0.3～0.45mm	m3		25	レベル4
保管使用済みろ過砂積込	砂・砂質土	m3		62	レベル4
使用済みろ過砂（現地引渡し）	有価物	m3		87	レベル4
吾妻子浄水場5号緩速ろ過池		式		1	レベル2
材料費		式		1	レベル3
緩速ろ過砂	有効径：0.3～0.45mm 均等係数：2.0以下	m3		106	レベル4
労務費		式		1	レベル3

工事数量総括表

頁0 -0002

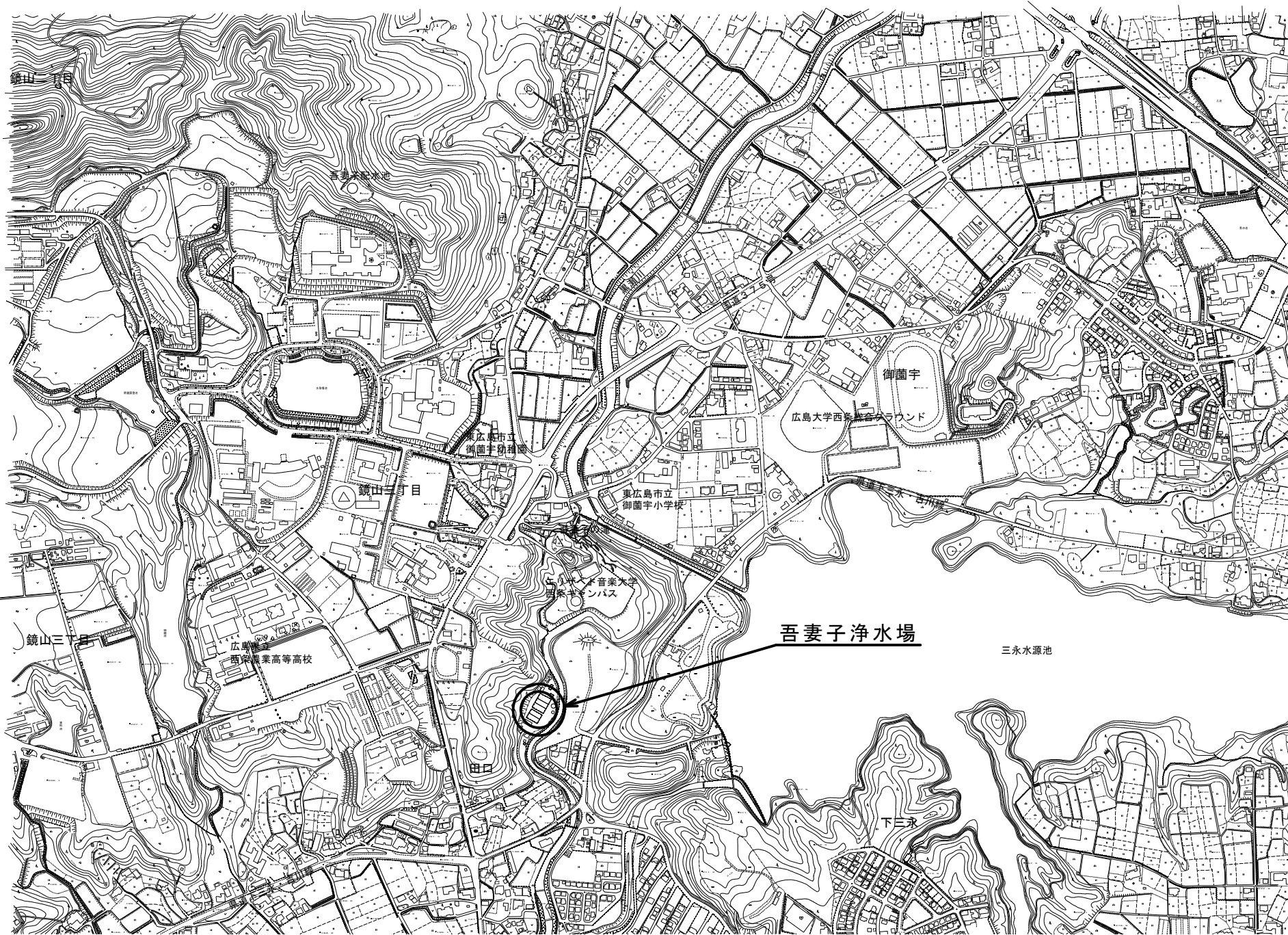
費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
ろ過砂敷詰	有効径：0.3～0.45mm	m3		106	レベル4
天砂敷詰	既存砂再利用 有効径：0.3～0.45mm	m3		92	レベル4
ろ過池内清掃	ろ過池壁高圧洗浄等	式		1	レベル4
不陸整正	砂層3段分	m2		742	レベル4
天砂撤去仮置	再利用分 有効径：0.3～0.45mm	m3		92	レベル4
削り取り砂撤去	有効径：0.3～0.45mm	m3		25	レベル4
使用済みろ過砂（現地引渡し）	有価物	m3		25	レベル4
直接工事費					
共通仮設費率分額					
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費					
工事原価					
一般管理費					
契約保証費					
一般管理費計					
＊ ＊ 工事価格計 ＊ ＊					
＊ ＊ 消費税相当額計 ＊ ＊					

工事数量総括表

頁0 -0003

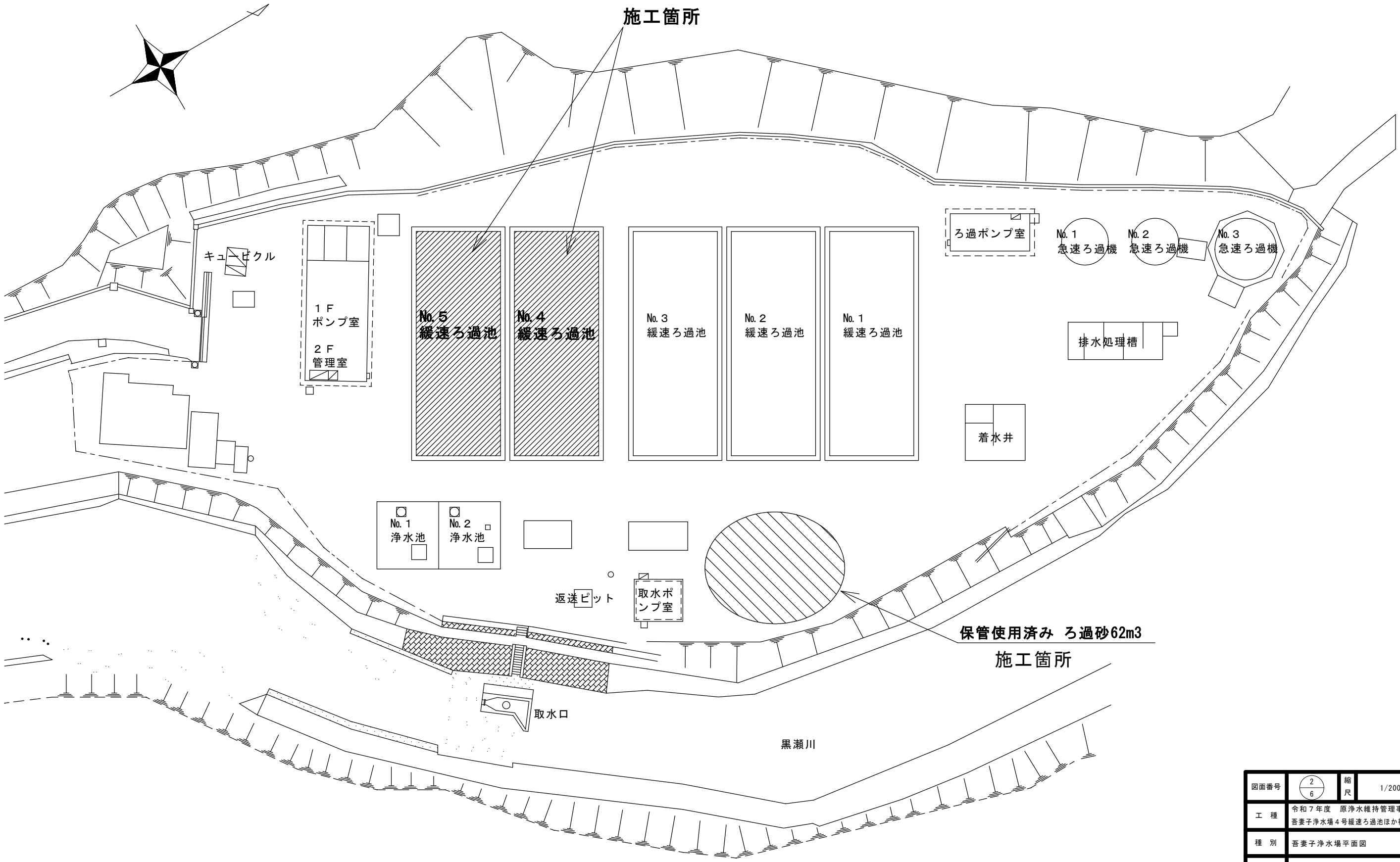
[illegible]

位置図 S=1/5,000



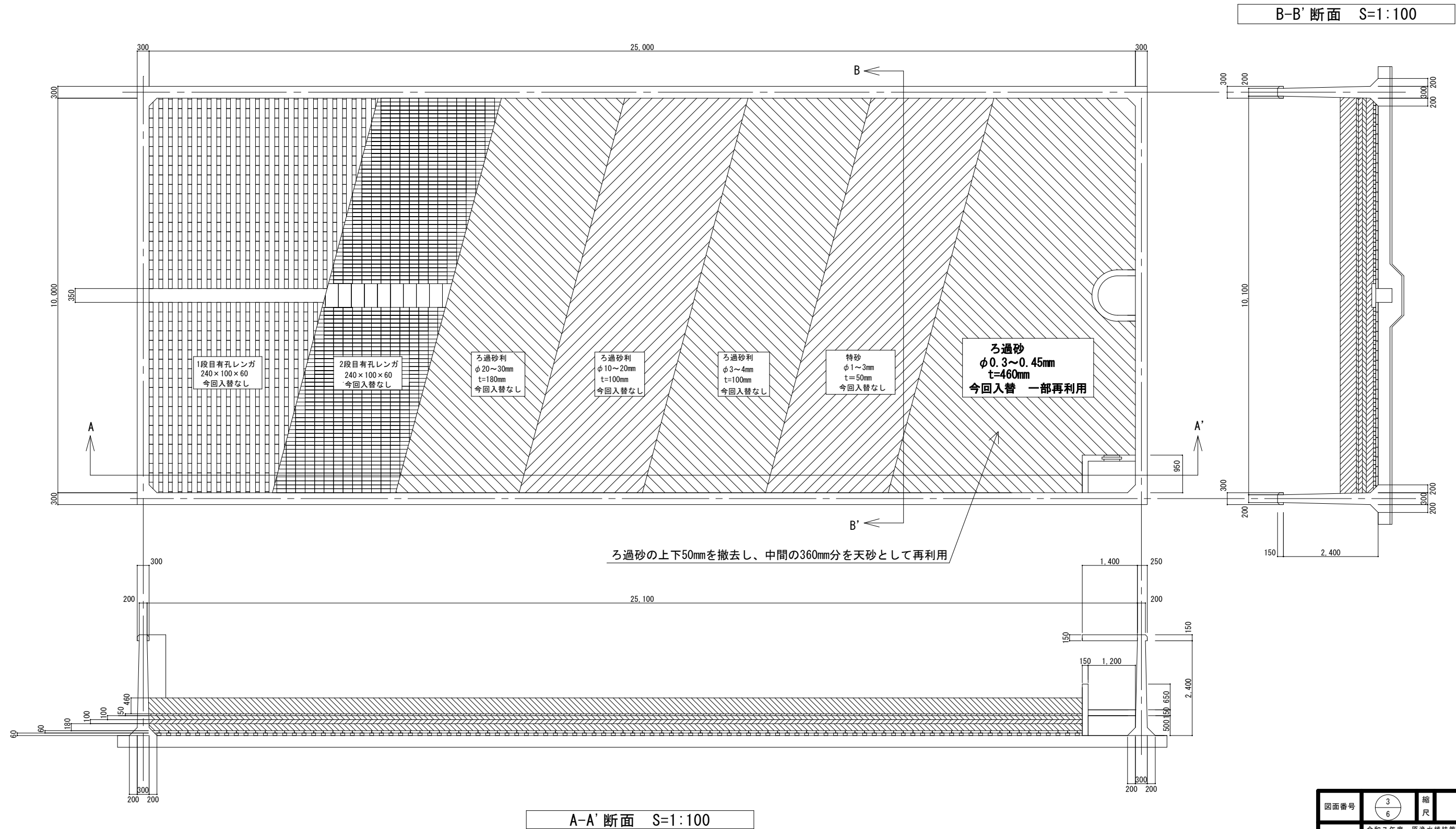
図面番号	1 6	縮 尺	1/5000
工 種	令和7年度 原浄水維持管理事業 吾妻子浄水場4号緩速ろ過池ほか補砂工事		
種 別	位置図		
工事箇所	東広島市西条町田口		
広島県水道広域連合企業団 東広島事務所			

平面図 S=1/200



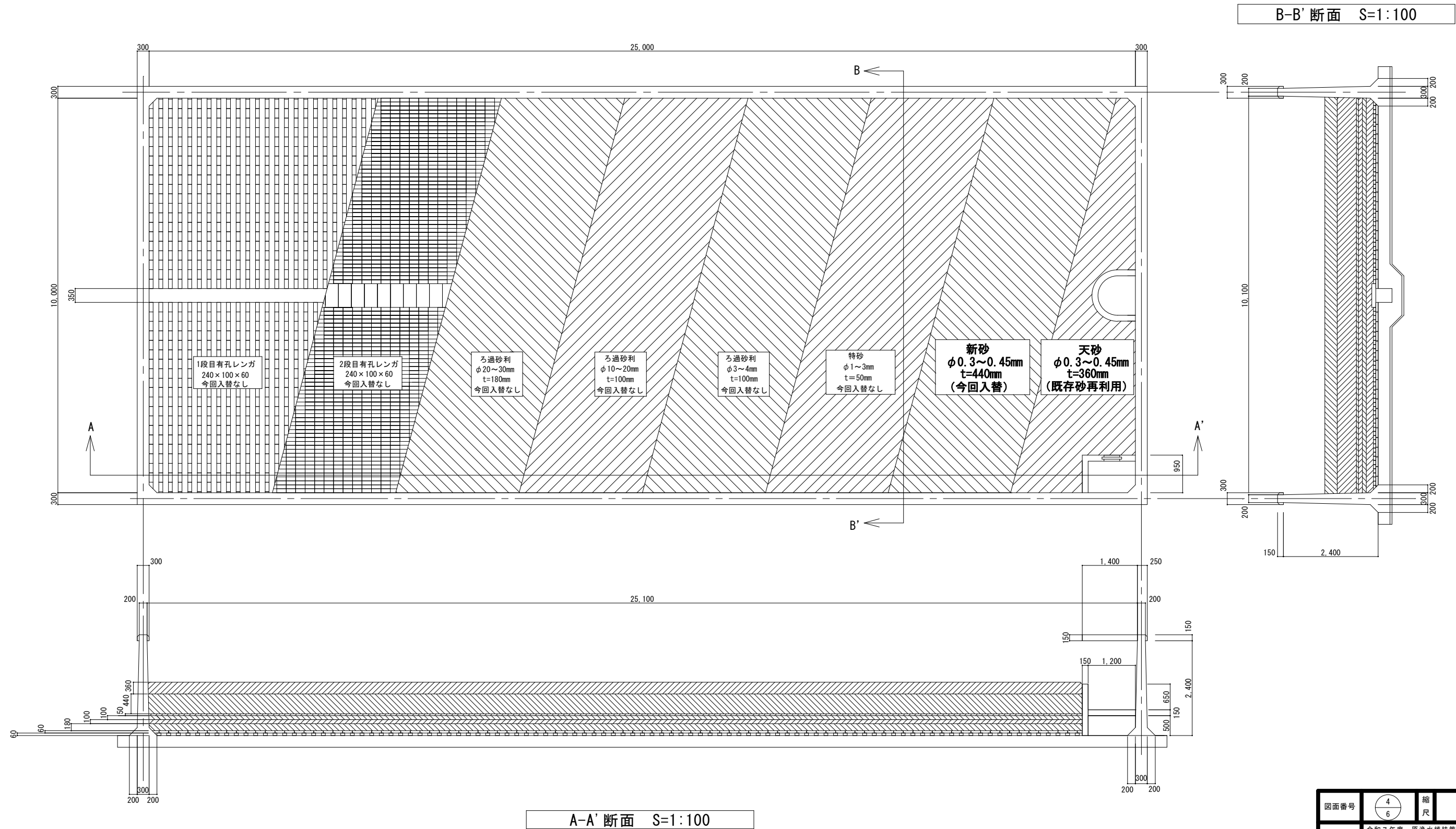
図面番号	2 6	縮尺	1/200
工 種	令和7年度 原浄水維持管理事業 吾妻子浄水場4号緩速ろ過池ほか補砂工事		
種 別	吾妻子浄水場平面図		
工事箇所	東広島市西条町田口		
広島県水道広域連合企業団 東広島事務所			

吾妻子浄水場 4 号緩速ろ過池平面図 S=1/100



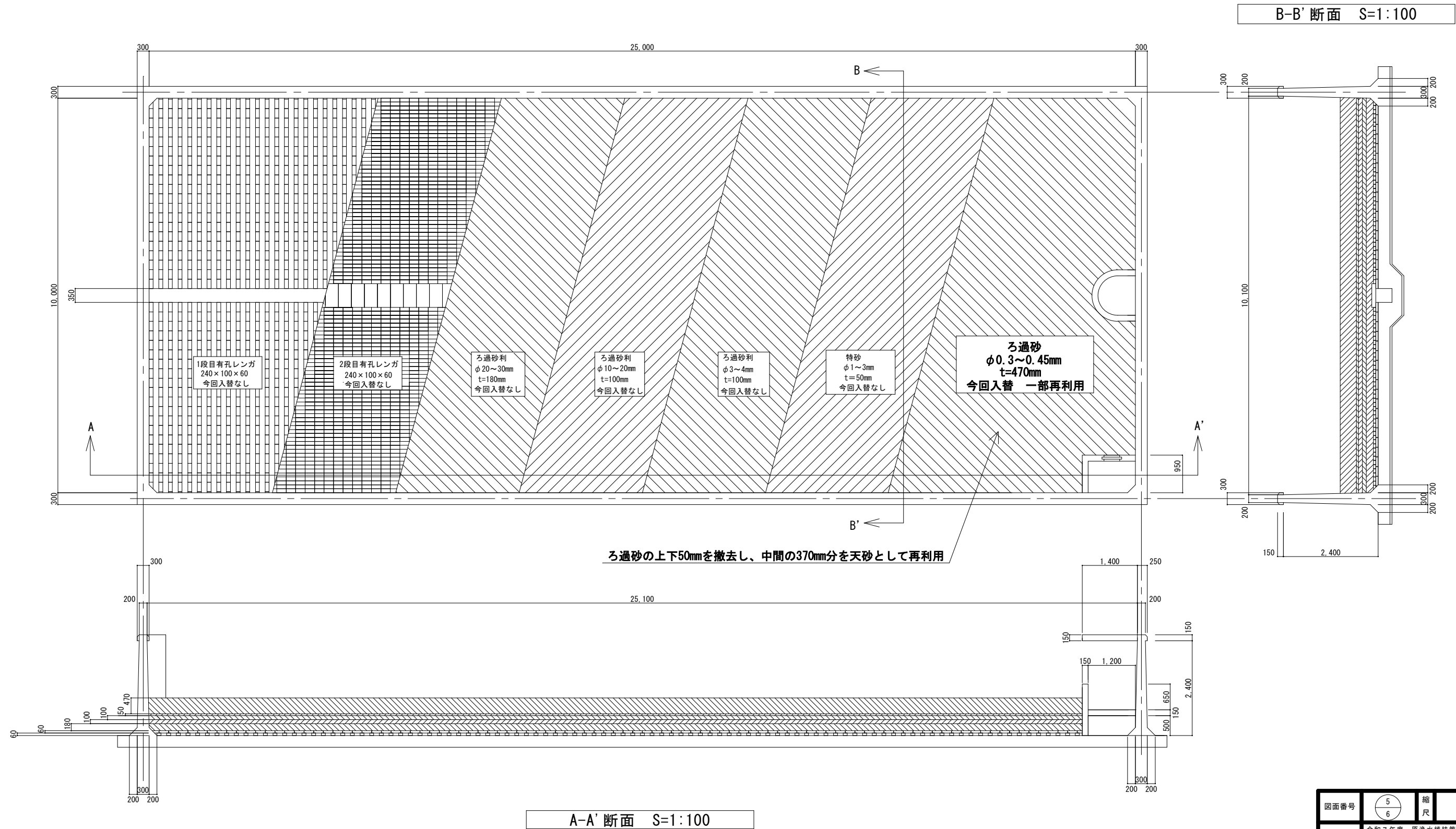
図面番号	3 6	縮尺	1/100
工 種	令和7年度 原浄水維持管理事業 吾妻子浄水場 4号緩速ろ過池ほか補砂工事		
種 別	ろ材撤去図（4号緩速ろ過池）		
工事箇所	東広島市西条町田口		
広島県水道広域連合企業団 東広島事務所			

吾妻子浄水場 4 号緩速ろ過池平面図 S=1/100



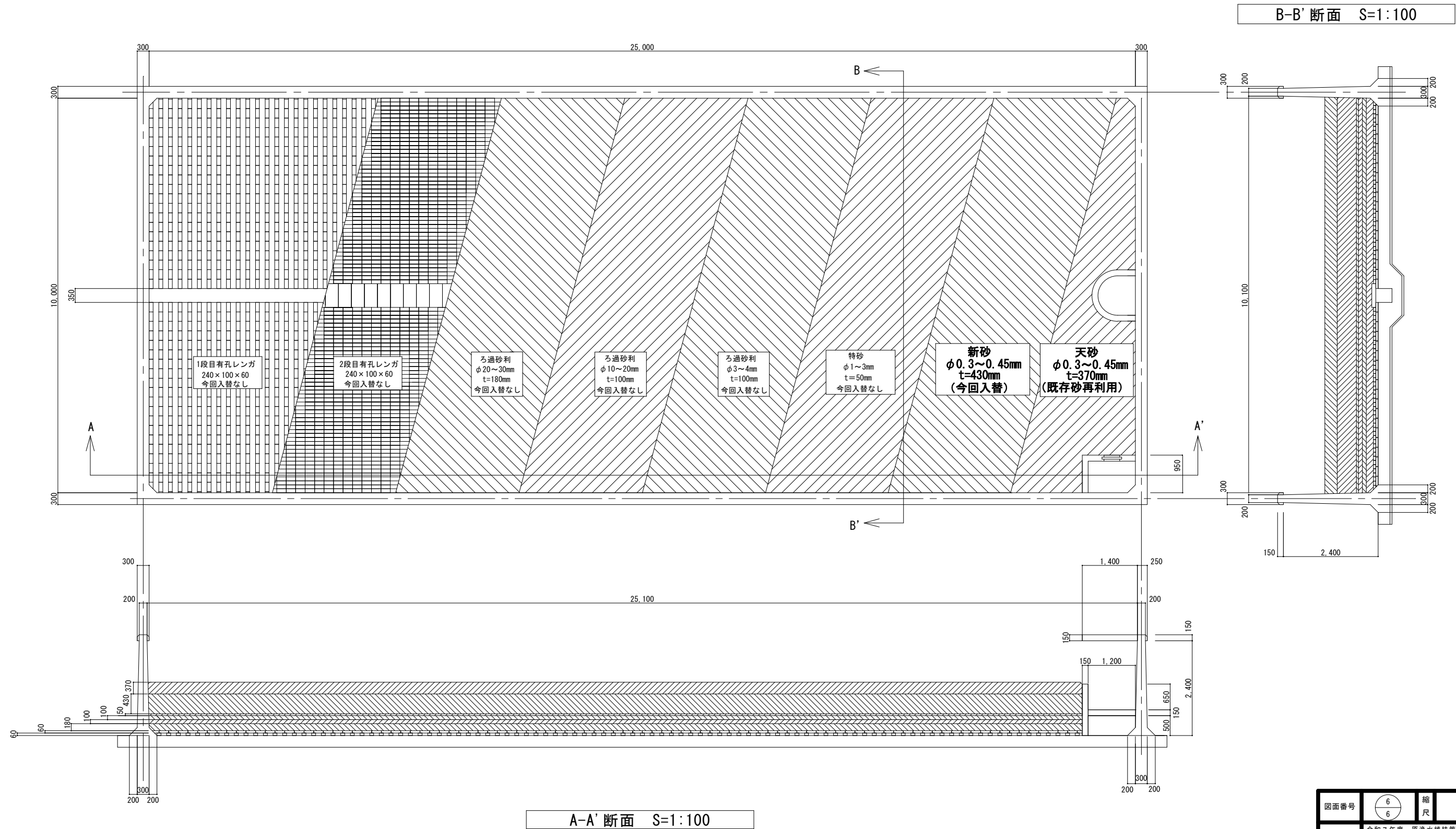
図面番号	4 6	縮尺	1/100
工 種	令和7年度 原浄水維持管理事業 吾妻子浄水場 4号緩速ろ過池ほか補砂工事		
種 別	ろ材敷詰図（4号緩速ろ過池）		
工事箇所	東広島市西条町田口		
広島県水道広域連合企業団 東広島事務所			

吾妻子浄水場 5号緩速ろ過池平面図 S=1/100



図面番号	5 6	縮尺	1/100
工 種	令和7年度 原浄水維持管理事業 吾妻子浄水場 4号緩速ろ過池ほか補砂工事		
種 別	ろ材撤去図（5号緩速ろ過池）		
工事箇所	東広島市西条町田口		
広島県水道広域連合企業団 東広島事務所			

吾妻子浄水場 5号緩速ろ過池平面図 S=1/100



図面番号	6 6	縮尺	1/100
工 種	令和7年度 原浄水維持管理事業 吾妻子浄水場 4号緩速ろ過池ほか補砂工事		
種 別	ろ材敷詰図（5号緩速ろ過池）		
工事箇所	東広島市西条町田口		
広島県水道広域連合企業団 東広島事務所			

参 考 図 書

工事名称 : 令和 7 年度 原浄水維持管理事業
 吾妻子浄水場 4 号緩速ろ過池ほか補砂工事

<注意事項>

- 1 本工事は、数量公開の対象工事です。
- 2 この数量書は適正な積算のための参考指標として数量を示すものです。
数量は参考数量であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。
- 3 本工事は広島県制定『土木工事共通仕様書』の規定のほか
広島県水道広域連合企業団 東広島事務所制定 『広島県水道広域連合企業団 東広島事務所
設計・施工指針（施工指針編）』、『広島県水道広域連合企業団 東広島事務所設計・施工指針（配
管標準図集）』、『土工断面工事写真撮影例』、『立会・段階確認項目一覧表』に基づいて実施するこ
ととしておりますので、これらの入手もお願いいたします。
入手先：市ホームページよりダウンロードできます
トップページ>広島県水道広域連合企業団東広島事務所（旧水道局）>契約図書
関係書類ダウンロード
（東広島事務所維持課でも CD を貸し出ししております。）
- 4 その他
使用済みろ過砂（削り取り砂及び現地保管分）は、有価物として現地引渡しとする。また、引
取り後は、ろ材再資源化促進協会指定再生メーカーへ搬出すること。

総括情報表

頁0 -0001

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 44 東広島市 00-07.07.01(0)	凡例 Co …コンクリート As …アスファルト DT …ダンプトラック BH …バックホウ CC …クローラクレーン TC …トラッククレーン RTC…ラフテレーンクレーン
諸経費体系	N 水道(R02.01～)	
	当世代	前世代
諸経費工種	03 構造物工事（浄水場等）	
施工地域補正区分	00 補正なし	
週休補正区分	09 閉所型・月単位	
復興補正区分	00 補正なし	
現場環境改善費区分	00 率分額計上しない	
緊急工事区分	00 通常工事 0 %	
積雪寒冷地区分	00 補正なし	
契約保証区分	01 金銭的保証(0.04%)	
前払金支出割合区分	00 補正なし	
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として，労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。		

本工事費 内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					X1000
緩速ろ過池補砂工事					YLA01 レベル1
吾妻子浄水場4号緩速ろ過池	1	式			Y2999 レベル2
材料費 有効径：0.3～0.45mm 均等係数：2.0以下	1	式			Y3999 レベル3
緩速ろ過砂	1	式			Y4999 レベル4
	109	m3			
【管材費】 共通仮設費[対象/2] , 現場管理費[対象/2] 一般管理費[対象]					#0042
緩速ろ過砂 有効径：0.3～0.45mm 均等係数：2.0以下	109	m3			F000000100 00
労務費					Y3999 レベル3
	1	式			
ろ過砂敷詰 有効径：0.3～0.45mm	109	m3			Y4999 レベル4

本工事費 内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
ろ過砂敷詰 有効径：0.3～0.45mm 重量損料込	109	m3			F000000300 00
天砂敷詰 既存砂再利用 有効径：0.3～0.45mm	89	m3			Y4999 レベル4
天砂敷詰 有効径：0.3～0.45mm 重機損料込	89	m3			F000000200 00
ろ過池内清掃 ろ過池壁高圧洗浄等	1	式			Y4999 レベル4
ろ過池内清掃 ろ過池壁・排水桝・流入桝等 高圧洗浄機等	1	式			F000000400 00
不陸整正 砂層3段分	742	m2			Y4999 レベル4
不陸整正 特砂・ろ過砂・天砂 3層分	742	m2			F000000500 00
天砂撤去仮置 再利用分 有効径：0.3～0.45mm	89	m3			Y4999 レベル4
天砂撤去仮置 有効径：0.3～0.45mm 重機損料込	89	m3			F000000600 00

本工事費 内訳表

頁0 -0004

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
削り取り砂撤去 有効径：0.3～0.45mm	25	m3			Y4999 レベル4
削り取り砂撤去 有効径：0.3～0.45mm 重機損料込	25	m3			F000000700 00
保管使用済みろ過砂積込 砂・砂質土	62	m3			Y4999 レベル4
積込(ルーズ) 土砂 小規模(標準以外)	62	m3			SPK24040007 00
使用済みろ過砂(現地引渡し) 有価物	87	m3			単第0 -0001 表 Y4999 レベル4
使用済みろ過砂買取費	87	m3			F000000800 00
吾妻子浄水場5号緩速ろ過池	1	式			Y2999 レベル2
材料費	1	式			Y3999 レベル3
緩速ろ過砂 有効径：0.3～0.45mm 均等係数：2.0以下	106	m3			Y4999 レベル4

本工事費 内訳表

頁0 -0005

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
【管材費】 共通仮設費[対象/2] , 現場管理費[対象/2] 一般管理費[対象]					#0042
緩速ろ過砂 有効径：0.3～0.45mm 均等係数：2.0以下	106	m3			F000000100 00
労務費	1	式			Y3999 レベル3
ろ過砂敷詰 有効径：0.3～0.45mm	106	m3			Y4999 レベル4
ろ過砂敷詰 有効径：0.3～0.45mm 重量損料込	106	m3			F000000300 00
天砂敷詰 既存砂再利用 有効径：0.3～0.45mm	92	m3			Y4999 レベル4
天砂敷詰 有効径：0.3～0.45mm 重機損料込	92	m3			F000000200 00
ろ過池内清掃 ろ過池壁高圧洗浄等	1	式			Y4999 レベル4
ろ過池内清掃 ろ過池壁・排水桝・流入桝等 高圧洗浄機等	1	式			F000000400 00

本工事費 内訳表

頁0 -0006

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
不陸整正 砂層3段分	742	m2			Y4999 レベル4
不陸整正 特砂・ろ過砂・天砂 3層分	742	m2			F000000500 00
天砂撤去仮置 再利用分 有効径：0.3～0.45mm	92	m3			Y4999 レベル4
天砂撤去仮置 有効径：0.3～0.45mm 重機損料込	92	m3			F000000600 00
削り取り砂撤去 有効径：0.3～0.45mm	25	m3			Y4999 レベル4
削り取り砂撤去 有効径：0.3～0.45mm 重機損料込	25	m3			F000000700 00
使用済みろ過砂（現地引渡し） 有価物	25	m3			Y4999 レベル4
使用済みろ過砂買取費	25	m3			F000000800 00
直接工事費					

本工事費 内訳表

頁0 -0007

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
共通仮設費率分額 計算情報..... 対象額..... 率.....					対象額合計...
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費 計算情報..... 対象額..... 率.....					対象額合計...
工事原価					
一般管理費 計算情報..... 対象額..... 率.....					前払補正..... 対象額合計...
契約保証費 計算情報..... 対象額..... 率.....					当初請対額 当初対象額...
一般管理費計					
* * 工事価格計 * *					

本工事費 内訳表

頁0 -0008

[illegible]

施工単価表

積込(ルーズ)
土砂
機械構成比: 20.80% 労務構成比: 71.28% 材料構成比: 7.92% 市場単価構成比: 0.00%

SPK24040007
小規模(標準以外)

単第0 -0001 表
標準単価: 1,768.50000
1 m3 当り

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
小型バックホウ(クローラ型) 標準型・排2 山積0.13/平積0.10m3	20.80%		小型バックホウ(クローラ型) 標準型・排2 山積0.13/平積0.10m3		MTPC00077 MTPT00077
運転手(特殊)	71.28%		運転手(特殊)		RTPC00006 RTPT00006
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	7.92%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=1 土砂			B=5 小規模(標準以外)		

令和7年度 原浄水維持管理事業
吾妻子浄水場4号緩速ろ過池ほか補砂工事
数量計算書

広島県水道広域連合企業団 東広島事務所

令和7年度 吾妻子浄水場4号緩速ろ過池ほか補砂工事(4号ろ過池)

	No	項目	仕様	計算式	数量	単位	備考
材料費	1	ろ過砂	φ0.3～0.45	{ 247.409 } × 0.44	109	m ³	{ろ過池面積－(流入柵)－(排水柵)}×砂層厚
吾妻子浄水場4号緩速ろ過池ほか補砂工事	2	天砂敷詰	既存砂再利用	{ 247.409 } × 0.36	89	m ³	{ろ過池面積－(流入柵)－(排水柵)}×砂層厚
	3	ろ過砂敷詰	φ0.3～0.45	{ 247.409 } × 0.44	109	m ³	{ろ過池面積－(流入柵)－(排水柵)}×砂層厚
	4	ろ過池内清掃	ろ過池壁・排水柵		1	式	
	5	不陸整正	砂層3段分	{ 247.409 } × 3	742	m ²	砂層3段分
	6	天砂撤去仮置	再利用分	{ 247.409 } × 0.36	89	m ³	{ろ過池面積－(流入柵)－(排水柵)}×砂層厚
	7	削り取り砂撤去		{ 247.409 } × 0.10	25	m ³	{ろ過池面積－(流入柵)－(排水柵)}×砂層厚(ろ過砂0.1)
	8	保管使用済みろ過砂積込		62 (場内保管分)	62	m ³	
	9	使用済みろ過砂現地引渡し	(有価物) (本工事発生分と保管分)	25 (本工事発生分) + 62 (場内保管分)	87	m ³	

{(ろ過池面積)－(流入柵)－(排水柵)}

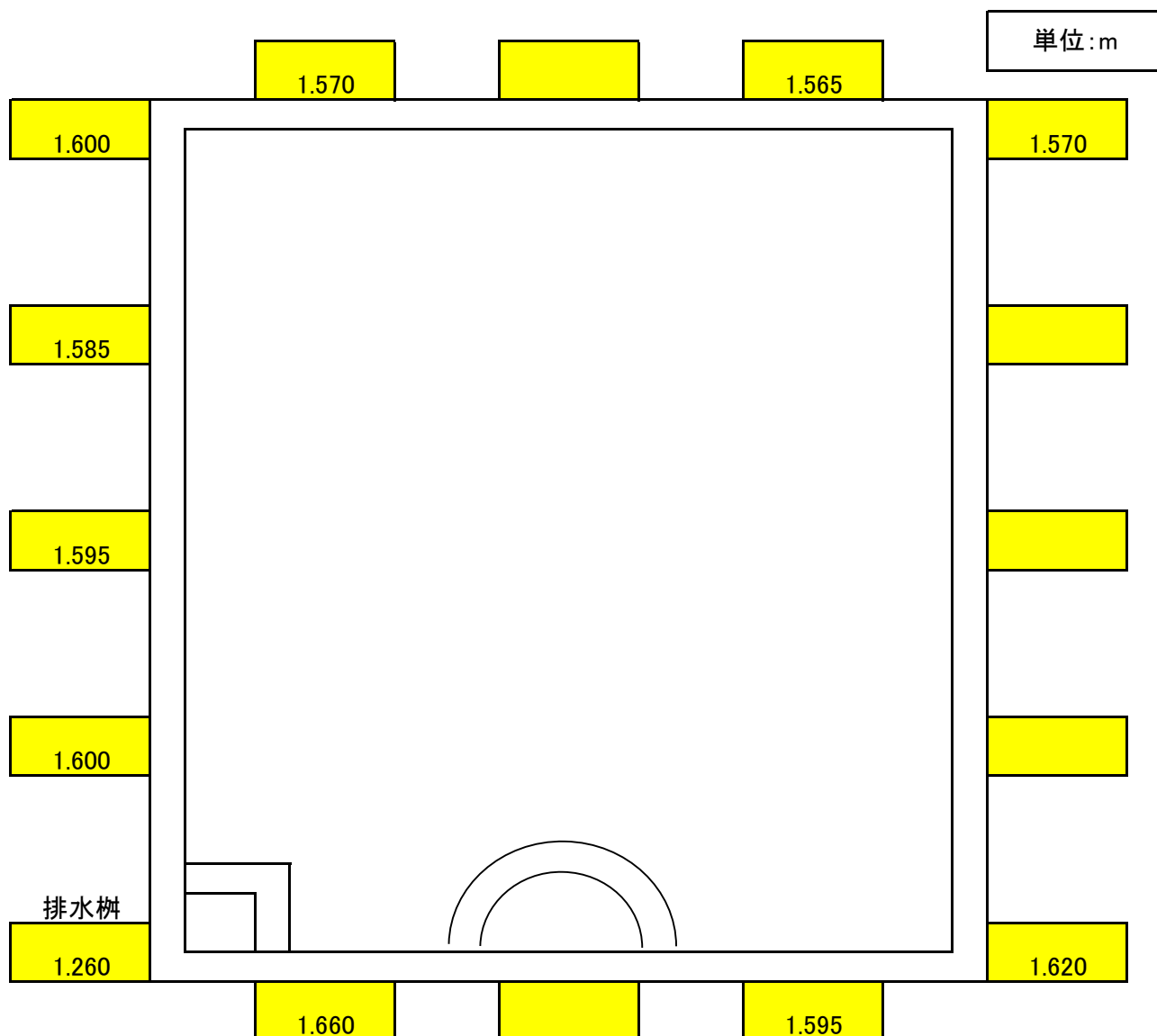
$$\{ (10 \times 25 - 0.2 \times 0.2 \div 2 \times 4) - (0.45 \times 1.3 + \pi \times 0.65 \times 0.65 \div 2) - (0.95 \times 1.35 - 0.2 \times 0.2 \div 2) \} = 247.409$$

令和7年度 吾妻子浄水場4号緩速ろ過池ほか補砂工事(5号ろ過池)

	No	項目	仕様	計算式	数量	単位	備考
材料費	1	ろ過砂	φ0.3～0.45	{ 247.409 } × 0.43	106	m ³	{ろ過池面積－(流入柵)－(排水柵)}×砂層厚
吾妻子浄水場4号緩速ろ過池ほか補砂工事	2	天砂敷詰	既存砂再利用	{ 247.409 } × 0.37	92	m ³	{ろ過池面積－(流入柵)－(排水柵)}×砂層厚
	3	ろ過砂敷詰	φ0.3～0.45	{ 247.409 } × 0.43	106	m ³	{ろ過池面積－(流入柵)－(排水柵)}×砂層厚
	4	ろ過池内清掃	ろ過池壁・排水柵		1	式	
	5	不陸整正	砂層3段分	{ 247.409 } × 3	742	m ²	砂層3段分
	6	天砂撤去仮置	再利用分	{ 247.409 } × 0.37	92	m ³	{ろ過池面積－(流入柵)－(排水柵)}×砂層厚
	7	削り取り砂撤去		{ 247.409 } × 0.10	25	m ³	{ろ過池面積－(流入柵)－(排水柵)}×砂層厚(ろ過砂0.1)
	8	使用済みろ過砂 現地引渡し	(有価物) (本工事発生分)	25 (本工事発生分)	25	m ³	

{(ろ過池面積)－(流入柵)－(排水柵)}

$$\{ (10 \times 25 - 0.2 \times 0.2 \div 2 \times 4)$$
$$- (0.45 \times 1.3 + \pi \times 0.65 \times 0.65 \div 2)$$
$$- (0.95 \times 1.35 - 0.2 \times 0.2 \div 2) \} = 247.409$$



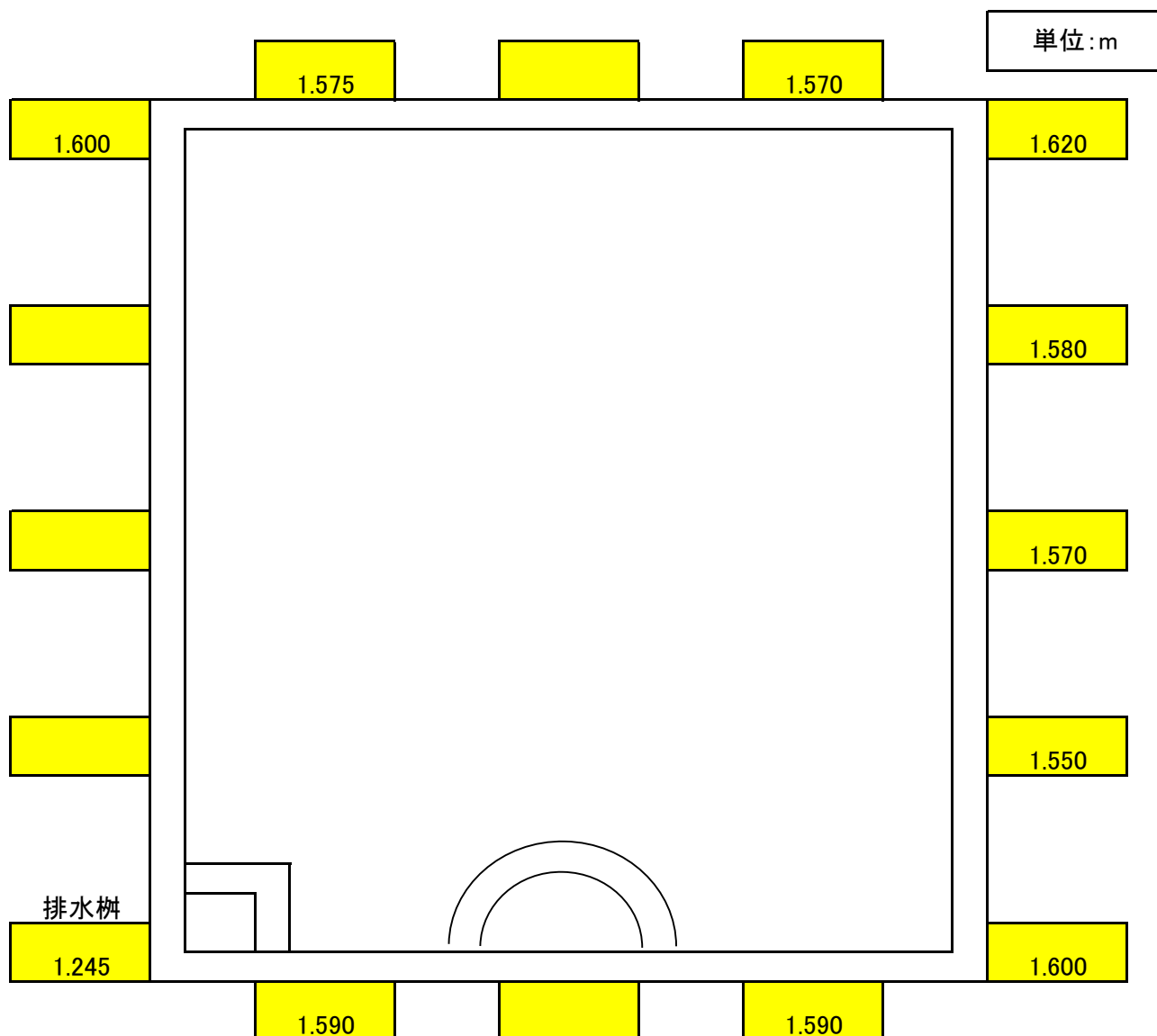
ろ過池天端－砂表面(平均)	1.60 m
ろ過池天端－排水櫓	1.26 m
削り取り厚さ	0.34 m

敷詰直後厚さ	0.80 m
残砂厚さ	0.46 m

砂処分厚さ→残砂の上下	0.05 mずつ	←処分する砂の厚さを入力
-------------	----------	--------------

計上数量

ろ過砂、ろ過砂敷詰	0.44 m
天砂敷詰、天砂撤去仮置	0.36 m
削り取り砂撤去	0.10 m



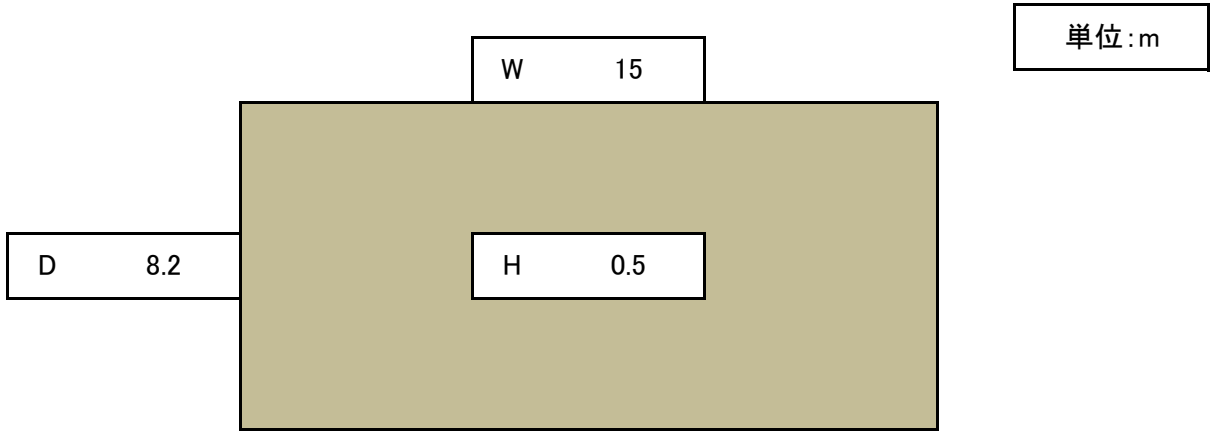
ろ過池天端－砂表面	1.58 m
ろ過池天端－排水柵	1.25 m
削り取り厚さ	0.33 m

敷詰直後厚さ	0.80 m
残砂厚さ	0.47 m

砂処分厚さ→残砂の上下	0.05 mずつ	←処分する砂の厚さを入力
-------------	----------	--------------

計上数量

ろ過砂、ろ過砂敷詰	0.43 m
天砂敷詰、天砂撤去仮置	0.37 m
削り取り砂撤去	0.10 m



計上数量

保管使用済みろ過砂積込	62 m3
-------------	---------